

食品安全モニターからの報告（16年4月分）について

食品安全モニターから4月中に、25件の報告がありました。

報告内容

<意見等（一般報告）>

・ 食品安全委員会活動一般関係	1件
・ リスクコミュニケーション関係	2件
・ BSE関係	4件
・ 鳥インフルエンザ関係	2件
・ 農薬関係	1件
・ 動物用医薬品等関係	1件
・ 食品衛生管理関係	5件
・ 健康食品関係	1件
・ 食品表示関係	2件
・ その他	6件

（注）複数の分野にまたがる報告については、便宜上いずれかの分野に分類した。

報告された意見等については、以下のとおりです。

リスク管理機関に関わる意見等につきましては、関係行政機関に送付し、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供することとしています。

なお、以下では、食品安全委員会に関する意見等についてコメントを掲載するとともに、併せて、リスク管理機関に関わる意見等についても、関係行政機関からコメントがありましたので掲載しております。

1. 食品安全委員会活動一般関係

食の安全ダイヤルについて

食品安全委員会のリーフレットの中で「食の安全ダイヤル」についてお気軽に利用してくださいと紹介しているが、一つ気になるのは電話がフリーダイヤルではないこと。人によっては長くなる方もいらっしゃると思うので導入してもらえるといいと思う。

（愛知県 女性 32歳 食品関係業務経験者）

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、幅広く消費者等から食品の安全性に関する情報提供、問合せ、意見等を頂くため、「食の安全ダイヤル」(03-5251-9220・9221)を設置しております。しかしながら、その設置自体が必ずしも十分に知られていないとの御指摘もありますので、現在、その周知に力を入れているところです。

御提案のありましたフリーダイヤル化につきましては、それに伴う体制の整備も必要であることから、現状ではなかなか困難であると考えております。

なお、実際の御利用においては、お問合せに対する即答が難しく、時間がかかる場合には、食の安全ダイヤルの担当者から改めて連絡を取ることで対応しております。また、電話以外でも、当委員会のホームページ (<http://www.fsc.go.jp>) において電子メールによっても受け付けております。是非御利用ください。

2. リスクコミュニケーション関係

リスクコミュニケーション

昨年度来、各地でリスクコミュニケーションが実施されているが、新年度にあたり、「より一層安全性について共有化がはかれるように」という視点から以下の提言をしたい。ポイントを絞る。基調講演とシンポジウムの論点をできるだけ合わせるようにする。会場発言の論点も、これに合わせるように依頼する。司会進行役の力量をあげる。

(兵庫県 女性 56歳 食品関係業務経験者)

リスクコミュニケーションの中期的な進め方について

最近のリスクコミュニケーションでは、「食にゼロリスクを求めることは賢明でない」という認識が少しずつ浸透してきていると思う。さらに段階を踏んで数年後には、リスクを数値でとらえて質の異なるリスクを比較する、という習慣が消費者にも望まれると思う。

(千葉県 男性 48歳 食品関係研究職経験者)

【食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省からのコメント】

リスクコミュニケーションの今後の進め方につきましては、食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会において取りまとめられ、国民の皆様から御意見を募集中(6月10日まで)の「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」、その他これまで寄せられた意見や実績を踏まえつつ、円滑な意見交換が行われるように検討してまいります。

今後とも、意見交換会や国内外の専門家による講演の議題や議論の進め方等については、御指摘の点を含め、皆様の御意見を踏まえながら改善を図りつつ、関係者間でのより深い情報の共有に資するようなリスクコミュニケーションの実施に努めてまいりたいと考えております。

3 . B S E 関係

全頭検査について

「BSE全頭検査の有効性の再検証」について、食品安全委員会が独立の立場から国民に見解を出し、多方面からのアプローチを加味して丁寧なコミュニケーションをはかってもらいたいと考えます。この機会を「リスク分析」の考え方浸透のための好機として大切にしたい。

(兵庫県 女性 56歳 食品関係業務経験者)

BSE記事を読んで

ある雑誌で、米国でクロイツフェルト・ヤコブ病による死者が過去相次いでいた旨の記事を読んで、私はとても不安に感じました。米国からの牛肉の輸入を再開する場合は、全頭検査を必ず実行してください。

(愛知県 女性 32歳 食品関係業務経験者)

米国産輸入牛肉検査基準の一本化を

BSE発生国米国産牛肉輸入再開にあたっては、米国での検査が国内検査基準と同一になるよう、日米両国で科学的に検査基準の見直しをはかり、検査基準がダブルスタンダードにならないようにすべきである。

(福岡県 男性 73歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

米国におけるBSEの発生に対しては、正確な事実関係の把握が重要と考え、発生直後から情報の収集及び分析に努めるとともに、2月初め以降プリオン専門調査会において、BSE問題全般についての議論を行ってきております。

一方、日米BSE協議によって設置されることとなったワーキンググループで米国産牛肉の輸出入に係る技術的・専門的事項についての協議を行うこととなりました。食品安全委員会は、オブザーバーとして参加しております。

いずれにしても、引き続き、BSE全般について、リスク分析の考え方を基本に議論を深めてまいります。

【厚生労働省からのコメント】

我が国が講じた米国産牛肉の輸入禁止措置については、現在日米両国の政府間による協議が行われており、平成16年4月24日に東京で開かれた日米政府間の協議において、技術的・専門的事項について議論を行うためのワーキンググループを設置し、本年夏を目途に米国産牛肉の輸入再開につき結論を出すべく努力することについて意見が一致しました。ワーキンググループについては、5月18日、19日に第1回目が開催されたところです。

なお、御指摘の、ニュージャージー州においてクロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)による死亡が疑われる事例に関する報道については、CDC(米国疾病管理・予防センター)は、これらの死亡が共通の感染源によるものではないことが調査の結果結論付けられたとの発表を5月7日に行っています。

【農林水産省からのコメント】

米国でのBSE発生後、米国政府とは数次にわたり輸入再開に向けた協議を行ってきました。4月には実務者レベルで協議を行い、ワーキンググループを設置して、専門的・技術的事項等について協議を進めていくことなどが、合意されたところです。

現時点で協議の結果は予断できませんが、消費者の食の安全・安心の確保を大前提として、できる限り早期に問題の解決が図られるよう協議を進めていきたいと考えています。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

BSE問題について

現行の全頭検査は、不明点が多いBSE問題の対策として理想的だが、もし見直しが必要との判断がなされた場合には、製品に検査実施の有無を明記するなど、消費者に選択の余地を残していただきたい。

(北海道 女性 37歳 食品関係業務経験者)

4. 鳥インフルエンザ関係

鳥インフルエンザ終息について

農水省より京都府の鶏肉・鶏卵の移動制限が4月13日午前0時に解除された。一連の鳥インフルエンザ騒動での最大のポイントは、安全に関する的確な情報をいち早く、関係省庁機関よりマスメディアを通じ周知させていただく事だと思います。

(静岡県 女性 55歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省からのコメント】

鳥インフルエンザの発生に際して、鶏肉、鶏卵の安全性に関するわかりやすいQ & Aをホームページに掲載するなどの対応を行うとともに、3月9日には、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省の4府省の共同で「国民の皆様へ」を発表し、鶏肉、卵の安全性などについての情報の発信に努めてまいりました。

また、マスメディアを利用した政府広報や食品安全委員会の考え方(3月11日)の公表を通じて、鶏肉、卵の安全性に関する正しい理解を促すとともに、なぜ安全と考えられるのかなどについての専門家のコメントも併せて紹介させていただきました。

さらに、関係府省が連携して、消費者、食品関連事業者等幅広い関係者が参加する講演会や意見交換会を開催し、正確な情報提供を含め、リスクコミュニケーションの推進に努めるとともに、ホームページやメールマガジンの活用、ポスターの配布、相談窓口の設置などにも取り組んできたところです。

今後とも、関係府省が連携して、食の安全に関する正確な情報提供に努めてまいります。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

鳥インフルエンザの発生予測について

鳥インフルエンザの感染源として、渡り鳥説が有力になりつつある。そこで、渡り鳥の定点観測地を設け、その検査結果を公表し、養鶏家の鳥インフルエンザ防御対策の参考となる資料を提供されたい。

(福岡県 男性 73歳 その他消費者一般)

5 . 農薬関係

ゴルフ場近隣の農作物

ゴルフ場近隣の農作物は、ゴルフ場の芝の管理に用いられる農薬等の影響はないのでしょうか。国内産であっても厳しいチェックをしてもらいたい。

(兵庫県 女性 37歳 その他消費者一般)

【農林水産省からのコメント】

農薬取締法により、我が国で使用される農薬の登録を義務づけており、この登録に際しては、土壌残留性や、水質汚濁性等の周辺環境に対する影響についての安全性も確認しています。また、農薬の使用に際しては、農薬ごとの使用方法（使用する農産物の種類、使用量又は濃度、使用時期、総使用回数）等についての基準を定め、その遵守の徹底を図るとともに、使用する農薬が飛散したり水系に流出しないよう、関係者への指導が行われております。さらに、ゴルフ場での農薬使用に関しては、すべてのゴルフ場から農林水産大臣あてに毎年、年間の農薬の使用計画の提出を義務づけており、国が直接、計画内容のチェックや農薬の使用が計画どおりに行われているかどうかのチェックなどを行えるような仕組みも設けております。

農林水産省としては、今後とも関係機関と協力しながら、ゴルフ場における農薬の適正使用に関する監視や指導に努めてまいりたいと考えています。

【厚生労働省からのコメント】

流通している農作物については、地方自治体において残留農薬の検査を実施しています。

この検査には、ゴルフ場で使われるような農薬も一部が対象として含まれています。この検査で農薬が検出された場合、食品衛生法上の規格基準がある農薬であり、その検出値が基準値を超えていれば食品衛生法違反とし措置し、規格基準がない農薬であれば、農政部局への情報提供をするなど対応をしているところです。

なお、規格基準のない農薬が検出されたとしても、直ちに食品衛生法違反とはなりません。その検出濃度が人の健康に影響があるような場合には、食品衛生法違反となります。

6. 動物用医薬品等関係

養殖魚へのワクチン利用と食の安全性

ワクチン利用の養殖魚を食べた場合の安全性について、ワクチンは感染症を完全には防げないと指摘されているが、万一、感染症にかかった魚を食べた人は安全かについて、食品安全委員会の説明を求めたい。

(埼玉県 男性 68歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

ワクチンを使用した養殖魚の安全性については、薬事法に基づき農林水産大臣が製造等を承認する際に、厚生労働省、農林水産省の要請に基づき食品安全委員会が食品健康影響評価を行っており、ワクチンの成分について検証し、人への感染性、病原性の有無等ワクチンを使用した魚を食べた場合の安全性を確認しています。

また、魚の感染症の人への健康影響についてですが、魚は、牛、豚等の家畜に比べ、人と遺伝的に遠縁種であることから、人魚共通感染症はほとんどないといわれております。ワクチンがある感染症についても、魚を食べることにより人へ感染したとの報告はなく、万一、これら感染症にかかっている魚を食べた場合にも、これが原因となる疾病にかかる心配はほとんどないと考えます。

【農林水産省からのコメント】

ワクチンについては、本来動物が持っている生体防御能を利用して疾病の発生を予防するもので、抗生物質等で問題となっている残留等が生じないとされています。

現在、我が国の水産養殖で使用されているワクチンは、用法・用量、安全性等について慎重に審議された上で、薬事法第14条に基づき農林水産大臣により製造が承認されたもののみが使用されております。

また、承認されているワクチンは殺した病原体を使用する不活化ワクチンであり、ワクチンそのものが原因となって疾病が発生することはありません。

7. 食品衛生管理関係

食中毒の理由

飲食店や仕出し店等で近頃起きている食中毒ですが、公立や法人施設の給食ではあたりまえの事が、行われていない。保健所にもっと立ち入って調べてもらい、安全な食生活がしたいと思う。

(島根県 女性 33歳 食品関係業務経験者)

店頭販売牛乳保存温度の遵守を

スーパー店頭で販売される牛乳は、オープンケースに陳列され、冷気噴出し口の外側まで積み上げられた状態にある。このため、法基準温度を逸脱し、品質劣化が進行しているのではないかと憂慮される。

(福岡県 男性 73歳 その他消費者一般)

食を取り巻く問題に対する行政への期待

食を取り巻く問題に見られる業者のモラルの崩れに対応するためには、行政による適切な指導、管理が必要と思われる。さらに、食に関係している人々への教育の再確認という点でも、行政に期待している。

(大阪府 女性 48歳 医療教育職経験者)

【厚生労働省からのコメント】

飲食店や仕出し店、また販売店など、国内で流通する食品に関する営業者に対する監視指導は、各都道府県等の保健所の食品衛生監視員が実施しており、食品衛生法に基づき、施設への立ち入り検査の他、必要に応じ製品の収去検査を行っています。

大規模な給食施設（同一メニューを1回300食以上または1日750食以上を提供する施設）については、平成9年に厚生労働省作成した「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、監視指導が行われています。本マニュアルでは、大規模食中毒の発生を未然に防止するため、HACCPの概念に基づく高度な衛生管理の実施を求めています。飲食店や仕出し店等についても、その業態や規模に応じ、本マニュアルに準じた衛生管理の実施について指導が行われています。

また、都道府県等が行う営業者への監視指導については、国が示した指針による統一した考え方のもとに、国民の意見も聴取しつつ、各都道府県等においてそれぞれの地域の実情を踏まえた都道府県等食品衛生監視指導計画を策定し、本年4月1日から本計画に基づく監視指導を実施しているところであり、その結果は来年6月を目途に公表されることとなっています。

飲食店や販売店等における食品の取扱いについて御懸念の点がありましたら、お近くの保健所に御相談ください。

さらに、昨年の食品衛生法の改正で、国及び都道府県等は、教育活動等を通じた正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供等を講じなければならない旨の規定が設けられ、国や都道府県等においては、これらの施策を推進することとしており、厚生労働省では、各都道府県における事業者や消費者に対する衛生教育に資するため、食中毒、HACCP等、各種食品安全情報をホームページを通じて提供するほか、(社)日本食品衛生協会等団体の活動を支援しています。

また、食品等事業者についても、販売食品等の安全性に係る知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施、記録の作成及び保管等に努めなければならない旨の責務規定を設け、その的確な実施を求めているところです。

【農林水産省からのコメント】

「食を取り巻く問題に対する行政への期待」について

国民の生命・健康に直接関わる食品を扱う企業においては、その社会的な役割と責任に相応しい行動をとることが重要であると考えています。そのためには消費者重視を基本として、企業がコンプライアンス意識を高めていくことが必要であり、(財)食品産業センターでは、関係法令の遵守や倫理の維持等を内容とする行動規範策定のための「手引き」を取りまとめ、関係企業・団体を対象とした講習会を開催するなど、その周知徹底に努めているところです。

今後とも、企業コンプライアンスが求められる中で、農林水産省としても、食品製造業者、流通業者、農業協同組合、漁業協同組合等の取組を把握し、行動規範づくりやその遵守など、モラル面も含めた適切な企業行動を促してまいりたいと考えています。

ノロウイルスによる嘔吐・下痢の発生について

最近では、生牡蠣以外の貝類や貝類とは全く関係ない食品が、ノロウイルスによる嘔吐・下痢の発生原因と考えられる事例が多く報告されているとのことですが、危険度の高い食品などで消費者が注意すべきこと、また食品衛生法による規制の強化についても、迅速な検討を頂きたいと思えます。

(茨城県 女性 36歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

ノロウイルスによる食中毒や集団感染事例については、報告事例は年々増加しており、事故への対策が重要となっています。

しかし、ノロウイルスについては、遺伝子型が多数存在し、培養系も確立していないこと等から食中毒の原因究明や感染経路の特定が困難となることが多いなどの問題点も残されています。

厚生労働省では、これまでノロウイルス食中毒対策に資するため、厚生労働科学研究費補助金による研究事業において、食品やカキの養殖海域等における汚染実態調査、食品等からの高感度検出法の確立等を実施してきたところです。

また、ノロウイルスによる食中毒の発生を防止するため、ノロウイルスに関する正しい知識と予防対策等について理解を深めていただくため、ノロウイルス食中毒に関するQ & Aを作成し、厚生労働省ホームページで公開しています。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>)

今後も引き続き、調査研究を行い、リスク管理の方法について検討するとともに、研究結果等についても広く情報提供を行ってまいります。

乳業会社の食中毒事件を回顧して

平成12年の大手乳業会社の食中毒事件は、長期停電による原料貯蔵タンクからの貯乳温度の異常上昇による黄色ブドウ球菌の毒素生産に原因があるのではと考えられる。天災による長期停電は何時起こるかわからない。早急な対策樹立が必要と考える。
(大阪府 男性 75歳 食品関係研究職経験者)

【厚生労働省からのコメント】

平成12年の加工乳による大規模食中毒事件については、厚生省（当時）と大阪市が合同で設置した専門家会議において原因究明が行われ、その調査報告を広く公表しました。

また、HACCPによる衛生管理に準拠した食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認制度の承認基準に「衛生管理の方法において停電等の突発的事故等への対応を定めていること」を盛り込み、本制度の承認施設のように生産規模や流通シェアの大きい食品製造施設について、停電等の事故の際に適切な対応がとれるよう標準作業書等の整備を義務付けています。

さらに、本食中毒事件を踏まえ、脱脂粉乳について、原因菌であった黄色ブドウ球菌が増殖し、かつ、エンテロトキシン（毒素）が産生する可能性のある温度帯を避けることなどの製造基準を平成14年12月に設定しました。

しかし、同様な事故の発生を防止するためには、食品等事業者が日頃から危機意識を持ち、天災のような突発的な事故にも対応できるような危機管理の体制を構築していくことが重要であると考えています。

今回の食品衛生法の改正で、食品等事業者の自主管理を促進する観点から、事業者の自らの責任において販売食品等の安全性を確保するため、様々な取組を行うよう努めなければならないという責務を法律に明確に規定しました。

また、仕入れ元の名称など必要な情報を記録・保存するよう努めなければならないことや、販売食品の廃棄などの措置を的確、迅速に行うよう努めなければならないという規定も設けました。今後、食品等事業者に対し、これらの責務の的確な実施を求め、食品の安全確保を図っていきます。

8 . 健康食品関係

健康食品

健康志向が高まる中、アガリクス茸などの健康食品を安易に利用する消費者が多いが、時としてこうした食品は、危険を伴う場合があることへの注意を喚起するシステムの構築を切にお願いします。

(三重県 女性 73歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

厚生労働省では、いわゆる健康食品等による健康被害事例への対応として、平成14年10月より「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」を策定し、健康被害との因果関係が疑われる健康食品等について公表するとともに、昨年の食品衛生法の一部改正において、特殊な摂取方法による食品の販売禁止措置規定を設け、閉塞性細気管支炎との因果関係が疑われたアマメシバの粉末等の加工食品について暫定的に販売禁止とするなどの対応をしております。

また、健康食品を購入する際の注意事項を記載したパンフレットを保健所等に配布するとともに、今後、独立行政法人国立健康・栄養研究所のホームページ上に健康食品の安全性・有効性データベースを立ち上げ、その中にも健康食品を摂取する上での注意事項を記載することとしております。

9. 食品表示関係

食品表示について

袋入りスナック菓子の表示を見て疑問を感じました。原材料には20種類もの名前があり、その中には一般消費者にはわかりにくい添加物の名前が記載されています。これらは製造過程でどうしても必要なのでしょうか。また、いかに少量でも表示しなくてはいけないのでしょうか、こんな複雑な食べ物はごめんだと正直言って思いました。

(鳥取県 女性 70歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

食品添加物の表示については、原則として使用された食品添加物の名称を記載することとなっております。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

わかりにくい添加物表示

食品添加物には2種類ある。一方は製造上不可欠なもの。他方は販売促進上、見かけをよくする、または保持期限を延長するものだ。この2種類について、消費者が一目でわかるような表示の工夫が必要である

(三重県 女性 52歳 医療教育職経験者)

10. その他

「食育の必要性」を考える契機では

最近、「食育」として幼稚園をはじめ、小学校などでさまざまな取組がなされていますが、食品安全の必要性がいかに大切かについて、学校教育の中で正しい知識を取り入れる時期にきているのではないのでしょうか。

(熊本県 男性 43歳 食品関係業務経験者)

【文部科学省からのコメント】

学校においては、学校給食の時間や関連教科等において、従来から食品の安全性についての内容も含め、環境問題、食文化など、食に関する指導に取り組んでいます。

また、食に関する指導の充実のための栄養教諭制度創設にかかる関係法律が、今国会において成立したところです。栄養教諭には栄養に関する高い専門性を背景として、関係教職員と連携しながら食に関する指導にあたっていくとともに、家庭や地域社会との連携調整役を担っていくことが期待されています。文部科学省では、引き続き、食に関する指導について取り組んでいきたいと考えています。

【農林水産省からのコメント】

心身の健康に重要な食生活の大事さを教える「食育」を積極的に推進していくことは、健全な心と身体を培うとともに、豊かな人間性をはぐくむ上でも極めて重要です。このため、農林水産省では、関係府省等とも連携しつつ、引き続き食育に取り組むこととしております。

この中で、学校給食や総合的な学習の時間を活用して、地域食材や食文化等に関心を持たせるための取組や、地方農政局等の職員が学校等に出向いて食や農についての説明を行う「出張講座」等を通じて、子どもに対する食育を進めています。

このような取組を通じて、平成12年3月に文部省、厚生省、農林水産省（名称は当時）で策定した「食生活指針」を中心とした食生活の見直しや、食の安全・安心などについての普及・定着を図り、国民一人一人が食について考え、判断する能力を養うための食育の取組を進めていきたいと考えています。

偽装牛肉事件について

偽装牛肉事件のような助成金目当ての偽装を減らすには、制度についての十分な議論と偽装を行っても得にならないと思えるような偽装発覚時の法外な罰金が必要と考える。

(和歌山県 女性 37歳 その他消費者一般)

消費者の信頼を得るためにも情報公開を

牛肉偽装事件の記事を見て、業者業界の体質を改め、消費者へ正しく情報を公開して冷静な判断ができるようにして、互いに信頼関係を築くことが必要だと思います。

(熊本県 女性 53歳 その他消費者一般)

【農林水産省からのコメント】

今回の事件の対象となった牛肉在庫の保管・処分事業については、平成13年のBSEに関する一種のパニックというべき事態の中で、極めて短期間に事業が創設・執行されたため、事業創設の段階で、偽装防止措置についての検討が不十分であったとの批判・指摘を受けています。

このような反省を踏まえ、農林水産省としては、

(1) 危機管理体制の強化とリスクコミュニケーションの推進

(2) 食肉関係企業のコンプライアンス(法令遵守)の推進

等に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、本事業を意図的に悪用したと確認された事例については、雪印食品事件を始め、刑事告発を含め、厳正に対処してきたところです。

今回の事件についても、徹底した真相解明を図るため、警察・検察当局の捜査に最大限協力していくこととしています。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

スーパー利用者会 その活動報告

昨年末から半年間、あるスーパーのモニターとして活動しました。このスーパーのよい部分の強化はもちろん悪い部分に対する管理強化をお願いしました。これがきっかけで他店の意識が変わり、安心して購入できるようにしたい。

(愛知県 女性 32歳 食品関係業務経験者)

保育園の給食について

長男が保育園に行き始め、給食のメニューが和食より洋食、中華が多いこと、市販のお菓子がそのまま出ていることが気になります。うす味でだしの味を大切に調理してほしいし、材料の情報も公開して欲しいです。

(愛知県 女性 32歳 食品関係業務経験者)

食品の安全性に対する私見

私たち一般消費者が、食品購入時に不安と疑問を持たねば安心出来ない等、本当に情けない世の中になったものだな、とつくづく思われます。食の安全に対し、私たちひとりひとりが一層の関心を持って、取り組みましょう。

(島根県 男性 74歳 食品関係業務経験者)